

看護要員等の算出方法及び配置状況例

入院基本料等の施設基準に係る届出（入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式 9）を含む。）を行うにあたっては、以下の点に留意し、作成すること。

医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関において、看護配置が異なる病棟ごとに届出を行う場合は、一般病棟入院基本料の届出は、同一の看護配置の病棟ごとにそれぞれ入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式 9）を作成すること。

1. 様式 9 「3. 入院患者の数及び看護要員の数」の算出方法等

- ・「配置区分の数」とは、当該届出に係る入院基本料又は加算において求める看護配置数（例えば、急性期一般入院料 1 の場合「7」、10 対 1 入院基本料の場合「10」、25 対 1 急性期看護補助体制加算の場合「25」、夜間 30 対 1 急性期看護補助体制加算の場合「30」）をいう。
- ・ただし、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料及び精神科急性期治療病棟入院料の精神病棟看護・多職種協働加算においては、加算において求める看護職員及び多職種職員配置数（例えば、精神病棟入院基本料の精神病棟看護・多職種協働加算（13 対 1 入院基本料の場合）の場合「10」、精神病棟看護・多職種協働加算（15 対 1 入院基本料の場合）の場合「13」）をいう。

① 1 日平均入院患者数

1 日平均入院患者数 [A] _____ 人 (算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
 ・小数第 1 位を切り上げ (小数第 1 位までの数、例：12.34 → 12.4)

② 月平均 1 日当たり看護職員配置数

月平均 1 日当たり看護職員配置数 [M] = _____ 人 [C / (日数 × 8)]

- ・小数第 2 位以下切り捨て (小数第 1 位までの数、例：12.34 → 12.3)
- ・[C] は、看護職員の「月延べ勤務時間数」(様式 9 「4. 勤務実績表」の月延べ勤務時間数欄の上段「日勤時間帯」と中段「夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数」の計)である。
- ・1 日看護職員配置数 ≤ 月平均 1 日当たり看護職員配置数であること。

(参考) 1 日看護職員配置数(必要数) : = [(A / 配置区分の数) × 3]

- ・小数第 1 位を切り上げ
- ・「情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化についての施設基準」を届け出ている場合：1 日看護職員配置数(必要数) × 0.9

③ 看護職員中の看護師の比率 _____ %

[月平均 1 日当たり看護職員配置数のうちの看護師数 / 1 日看護職員配置数]

- ・「情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化についての施設基準」を届け出ている場合は、入院基本料で規定する看護職員中の看護師の比率に 0.9 を乗じた値以上であること。

④ 平均在院日数 _____ 日 (算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

- ・小数点以下切り上げ

⑤ 夜勤時間帯 (16 時間) _____ 時 分 ~ _____ 時 分

⑥ 月平均夜勤時間数 _____ 時間 [(D - E) / B]

- ・小数第 2 位以下切り捨て
- ・[D - E] は、月延べ夜勤時間数である。
- ・[D] は、当該病棟における「月延べ夜勤時間数」(月延べ勤務時間数欄の中段「夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数」)の計である。
- ・[E] は、月延べ夜勤時間数 (月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数)である。
- ・[B] は、夜勤従事職員数の計である。

- ・〔B〕〔D〕〔E〕は、看護職員に係る数を計上する。

⑦ 月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数 _____人

- ・看護職員配置加算（「A308-3」地域包括ケア病棟入院料の注3）を届け出る場合に記載。

- ・小数第2位以下切り捨て

（参考）最小必要数以上の看護職員配置数（必要数）： = $[(A/50) \times 3]$

- ・小数第1位を切り上げ

- ・看護職員配置加算（地域包括ケア病棟入院料の注3）を届け出る場合の看護職員数の算出方法

1日看護職員配置数（必要数）※〔L〕	$[(A/13^{※}) \times 3]$
月平均1日当たり看護職員配置数	$[C / (\text{日数} \times 8)]$
月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数	$[(C - (L \times \text{日数} \times 8)) / (\text{日数} \times 8)]$

※小数第1位を切り上げ

※地域包括ケア病棟入院料を届け出る場合には13対1の「13」、地域包括ケア病棟入院料の注2の届出を行う場合は、15対1の「15」で計算すること。

⑧ 月平均1日当たり看護補助者配置数 _____人

- ・看護補助加算／看護補助・患者ケア体制充実加算（「A106」障害者施設等入院基本料の注9・注10）、「A207-3」急性期看護補助体制加算、「A214」看護補助加算、看護補助体制加算（「A304」地域包括医療病棟入院料の注5）、看護補助加算／看護補助体制充実加算（「A307」小児入院医療管理料の注9・注10）、看護補助者配置加算／看護補助・患者ケア体制充実加算（「A308-3」地域包括ケア病棟入院料の注4・注5）等を届け出る場合に記載。

- ・小数第2位以下切り捨て

（参考）1日看護補助者配置数（必要数）： = $[(A / \text{配置区分の数}) \times 3]$

- ・小数第1位を切り上げ

- ・急性期看護補助体制加算・看護補助加算等を届け出る場合の看護補助者の算出方法

看護補助者のみの月延べ勤務時間数の計〔G〕	
みなし看護補助者の月延べ勤務時間数の計〔H〕	$[C] - [1日看護職員配置数 \times \text{日数} \times 8]$
看護補助者のみの月延べ夜勤時間数〔I〕	看護補助者(みなしを除く)のみの〔D〕
1日看護補助者配置数（必要数）※〔J〕	$[(A / \text{配置区分の数}) \times 3]$
月平均1日当たり看護補助者配置数（みなし看護補助者を含む）	$[G + H / (\text{日数} \times 8)]$
月平均1日当たり看護補助者配置数（みなし看護補助者を除く）〔K〕	$[G / (\text{日数} \times 8)]$
看護補助者夜間配置数（必要数）※	A / 配置区分の数
月平均1日当たり夜間看護補助者配置数	$[I / (\text{日数} \times 16)]$
看護補助者(みなし看護補助者を含む)の最小必要数に対する看護補助者(みなし看護補助者を除く)の割合(%)	$[(K / J) \times 100]$

※小数第1位を切り上げ

- ・〔K〕は、地域包括ケア病棟入院料の注4に掲げる看護補助者配置加算及び注5に掲げる看護補助・患者ケア体制充実加算は、みなし看護補助者を除いて要件を満たす必要がある。

⑨ 月平均1日当たり看護補助者夜間配置数 _____人 = $[I / (\text{日数} \times 16)]$

- ・看護補助加算／看護補助・患者ケア体制充実加算（「A106」障害者施設等入院基本料の注9・注10）、「A207-3」夜間急性期看護補助体制加算、「A214」夜間75対1看護補助加算、夜間看護補助体制加算（「A304」地域包括医療病棟入院料の注6）、看護補助加算・看護補助体制充実加算（「A307」小児入院医療管理料の注9・注10）を届け出る場合に記載。

- ・小数第2位以下切り捨て

（参考）夜間看護補助者配置数（必要数）： = $[A / \text{配置区分の数}]$

・小数第1位を切り上げ

⑩ 月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数 _____人〔F / (日数 × 8)〕

- ・小数第3位以下切り捨て
- ・〔F〕は、様式9「4. 勤務実績表」の看護補助者の業務の欄において「事務的業務」に○を記入した看護補助者のみの「月延べ勤務時間数」の計である。
- ・配置数の上限〔(A / 200) × 3〕を超える主として事務的業務を行う看護補助者は様式9に記載しないこと。
- ・主として事務的業務を行う看護補助者配置数 ≥ 月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数であること。
(参考) 主として事務的業務を行う看護補助者配置数(上限) : = [(A / 200) × 3]
・小数第3位以下切り捨て

⑪ 月平均1日当たり看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数 _____人〔N〕 = 〔M〕 + _____人〔O〕 (作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数)

又は

⑫ 月平均1日当たり看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び臨床検査技師配置数 _____人〔N〕 = 〔M〕 + _____人〔O〕 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び臨床検査技師配置数)

- ・小数第2位以下切り捨て
- ・⑪は精神病棟看護・多職種協働加算(「A103」精神病棟入院基本料の注7、「A104」特定機能病院入院基本料の注11、「A311-2」精神科急性期治療病棟入院料の注4)を届け出る場合に記載。
(参考) 1日看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数(必要数)〔P〕 : = [(A / 配置区分の数) × 3] ・小数第1位を切り上げ
- ・⑫は「A215」看護・多職種協働加算を届け出る場合に記載。
(参考) 1日看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び臨床検査技師配置数(必要数)〔P〕 : = [{(A / 10) + (A / 25)} × 3]
・小数第1位を切り上げ

- ・急性期看護補助体制加算・看護補助加算等を併せて届け出る場合の算出方法
(⑧に示す算出方法ではなく以下を用いること)

月平均1日当たり看護職員+多職種職員配置数〔N〕	〔M+O〕
1日看護職員+多職種職員配置数(必要数)※	〔P〕
月平均1日当たりみなし看護補助者配置数〔Q〕	次の2つの数値のうち小さい方 ※いずれも正の場合に限る ・〔N-P〕 ・〔H / (日数 × 8)〕
月平均1日当たり看護補助者配置数(みなし看護補助者を除く)〔K〕	〔G / (日数 × 8)〕
月平均1日当たり看護補助者配置数(みなし看護補助者を含む)	〔G / (日数 × 8) + Q〕

※小数第1位を切り上げ

⑬ 看護職員中の看護師の比率(看護・多職種協働加算等) _____%

- ・精神病棟看護・多職種協働加算(「A103」精神病棟入院基本料の注7、「A104」特定機能病院入院基本料の注11、「A311-2」精神科急性期治療病棟入院料の注4)、「A215」看護・多職種協働加算を届け出る場合に記載。
(参考) 月平均1日当たり看護職員配置数のうちの看護師数 / 〔P-O〕

2. 看護要員の数及び病棟における勤務時間

- ・看護要員の算出にあたっては、看護要員の数及び勤務時間数は以下をもとに算出すること。

看護要員の数	
算入	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時職員であっても継続して勤務に服する者 ○職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づき、職業紹介事業を行う者からの紹介又は労働者供給事業を行う者からの供給により看護要員を雇用した場合の者 ○労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、紹介予定派遣として派遣された場合及び産前産後休業、育児休業、育児休業に準ずる休業又は介護休業中の看護職員の勤務を派遣労働者が代替する場合の者 ○小児病棟又は特殊疾患入院施設管理加算を算定している病棟等において小児患者の保育に当たっている保育士
除外	<ul style="list-style-type: none"> ○看護部長等（専ら、病院全体の看護管理に従事する者をいう。）、当該保険医療機関附属の看護師養成所等の専任教員、外来勤務、手術室勤務又は中央材料室等に勤務する者 ○病棟単位で算定する特定入院料（「A317」に掲げる特定一般病棟入院料を除く。）に係る病棟並びに「基本診療料の施設基準等」の別表第三に規定する治療室、病室、短期滞在手術等基本料1に係る回復室及び外来化学療法に係る専用施設に勤務する者（兼務者を除く。） ○「A307」小児入院医療管理料の加算の届出に係る保育士 ○1か月以上長期欠勤の者 ○身体障害者（児）に対する機能訓練指導員及び主として洗濯、掃除等の業務を行う者
病棟における勤務時間	
算入	<ul style="list-style-type: none"> ○病棟勤務と外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務又は集中治療室勤務等を兼務する場合は、勤務実績表による病棟勤務の時間 ○通常の休憩時間 ○主として事務的業務を行う看護補助者が、当該病棟において事務的業務以外の業務を行った時間数も含めた、当該看護補助者の勤務時間数 ○入院基本料の施設基準の「院内感染防止対策の基準」、「医療安全管理体制の基準」、「褥瘡対策の基準」及び「身体的拘束最小化の基準」を満たすために必要な院内感染防止対策委員会、安全管理のための委員会及び安全管理の体制確保のための職員研修、褥瘡対策委員会並びに身体的拘束最小化チームに係る業務及び身体的拘束の最小化に関する職員研修（以下、「入院基本料の施設基準の「院内感染防止対策の基準」等に関する研修」という。）へ参加する時間 ○当該保険医療機関から、入院基本料の施設基準の「院内感染防止対策の基準」等に関する研修以外であって業務の質向上に資するとして受講を指示された研修について、主として当該病棟において従事する職員1名につき月1時間までの、当該保険医療機関内で実施される研修（当該病棟内で受講するオンライン研修及び病棟外で行われる集合研修を含む。）へ参加する時間 ○保険医療機関内で生じた緊急時等の不測の事象に対応するため、病棟内の看護要員が当該病棟に入院中の患者以外の患者に対して日常の診療の延長として必要な対応を短時間（30分程度）行った時間
除外	<ul style="list-style-type: none"> ○休憩時間以外の病棟で勤務しない時間、有給休暇及び残業時間 ○病棟における勤務時間に含むことが出来るもの以外の研修へ参加する時間 ○日勤時間帯及び夜勤時間帯の中で、申し送った看護職員の申し送りに要した時間は、病棟における勤務時間から除外しても差し支えない（ただし、当該申し送りに要した時間の除外の有無については、原則として、同一の入院基本料を算定する病棟全体において、月単位で選択すること。）。

3. 看護要員の配置状況（例）

急性期一般入院基本料の場合の例

【1病棟（1看護単位）入院患者数40人で急性期一般入院料2の届出を行う場合】

- ・ 1勤務帯8時間、1日3勤務帯を標準として、月平均1日当たり必要となる看護職員の数が12人以上であること。
- ・ 当該届出区分において、月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数に対する実際に勤務した月平均1日当たりの看護師の比率が70%以上であること。
- ・ 当該病棟が交代制の勤務形態であること。
- ・ 夜間勤務の看護職員配置については、看護師1人を含む2人以上であること。
- ・ 当該病棟の平均在院日数が21日以内であること。

(1) 看護職員配置の算出方法

①各勤務帯に従事している看護職員の1人当たりの受け持ち患者数が10人以内であること。

$(40人 \times 1 / 10) \times 3 =$ 当該病棟に1日当たり12人以上の看護職員が勤務していること。

②月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数に対する実際に勤務した月平均1日当たりの看護師の比率が70%を満たすこと。当該病棟の月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数
12人の場合、実際に勤務する月平均1日当たりの看護師は8.4人以上であること。

$$12人 \times 70\% = 8.4人$$

(2) 看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数の算出方法

各病棟において、夜勤時間帯に従事した看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下であること。

$$\text{月平均夜勤時間数} = \frac{\text{当該病棟の看護職員の月延夜勤時間数}}{\text{夜勤時間帯の従事者数}} \\ (\text{夜勤専従者及び夜勤16時間未満の看護職員を除く})$$

①当該保険医療機関で夜勤時間帯を設定：16時から翌朝8時まで（16時間）

②夜勤時間と従事者数：2人以上の看護職員が配置されている。

16時～24時30分（看護師3人、計3人）

0時～8時30分（看護師2人、准看護師1人 計3人）

③1月当たり夜勤時間帯に従事する実人員数：23人（8人+11人+4人）

8人×72時間（夜勤を月9日） = 576時間（a）

11人×64時間（夜勤を月8日） = 704時間（b）

4人×40時間（夜勤を月5日） = 160時間（c）

※

※ 夜勤時間帯の中で申し送りに要した時間（24時から24時30分）は申し送った従事者の夜勤時間及び夜勤帯に病棟以外で勤務した時間は夜勤時間には含めていない。

④月延夜勤時間数：1,440時間（(a)～(c)の合計）

⑤月平均夜勤時間数：72時間以下である。

$$1,440時間 \div 23人 = 62.6時間（小数第2位以下切り捨て）$$